

有機酒類に係る 認証取得の手順及び認証の基準

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

<http://www.yu-ki.or.jp>

最新改訂日 2011年1月15日

一、認証取得の手順

1. この認証の仕組み

1.1 仕組み

酒類も加工製造された食品であるが、この表示については我が国では食品の表示全般を規制する JAS 法の対象ではなく、「酒税法」等により規制されることとなっている。このため、JAS 法にもとづく有機食品の検査認証制度は適用されない。有機酒類にあつては、国税庁の定める「酒類における有機等の表示基準」にしたがって表示することとされている。

ここで行う認証は、国税庁の定める「酒類における有機等の表示基準」にしたがった酒類の製造を行うことのできる製造業者によって製造され、「酒類における有機等の表示基準」を満たす酒類であることを検査の範囲において保証するものである。

1.2 認証の区分

国税庁の定める「有機農畜産物加工酒類」

1.3 認証可能な事業者

酒類の製造及び販売に係る我が国の法律を遵守し、国税庁の定める以下の基準及び取り扱い通達を満たす酒類の製造を行っている事業者

①酒類における有機等の表示基準

②酒類における有機等の表示基準の取り扱い

なお、品質管理責任者、詰め替え責任者、受け入れ保管責任者などが、本会の指定する有機酒類に関する講習会を受講修了していることを、上記基準に付加する。

1.4 認証可能な酒類

前項①及び②を満たして製造された酒類

2. 認証審査

1. 認証を受けることを希望する事業者は、申請を行い、審査を受けることを必要とする。

2. 審査方法

審査の方法は、書類審査と実地検査とする。

2.1 申請書及び添付書類

申請書は、別記様式1の通り。

申請書に添付すべき書類は、以下の通り。

<添付書類>

- ① 誓約書
- ② 組織機構図（会社等の組織の態様を表す機構図で会社組織の業務管理運営の体制がわかるように記載されていること）
- ③ 品質管理責任者、詰め替え責任者、受け入れ保管責任者など該当する担当者の略歴書
- ④ 製造工程図
- ⑤ 有機酒類の製造、詰め替え、輸入管理及び当該工程の検査に関する事項などに係る内部規程（「酒類における有機基準の取り扱い」に定める内部規程内容を網羅していること。「有機〇〇の製造、検査及び表示の管理規程」と称する）
- ⑥ 製品の製造及び表示の具体的手順書（製品の原料や配合割合、製造方法が具体的に記述されていること。前項の管理規程に含めることができる）
- ⑦ 製造に係る施設の図面
- ⑧ 製品の製造に係る必要な免許等の写し
- ⑨ 製造に使用する原材料等が有機原料であることや酒類の製造に適切な品質のものであることを示す証明

2.2 認証書及び検査証明書

書類審査及び実地検査に合格し、認証を受けた事業者には、別記様式3の認証書を交付する。

検査に合格した製品にたいしては、別記様式4の検査証明書を交付する。

2.3 審査のステップ

認証審査の方法は、基本的に JAS 法にもとづく有機加工食品の生産行程管理者認定の場合と同じく、書類審査と実地検査、その後の判定のプロセスを踏みます。本会の有機農産物及び有機加工食品に係る認定業務規程にしたがって、認証審査を行います。

●審査ステップ1

申請書類の作成と提出

申請書類で様式が決まっているものは、本会のホームページで取得できます。様式の決まっていないものは、図面等で大きいサイズが必要な場合を除いて、A4サイズの内紙を使用してください。

●審査ステップ2

申請書類の受理

申請書類が提出されると受理のための確認が行われます。書類の不足、記入漏れがないかなどのチェックが行われ、すべてそろったところで申請が受理されます。

●審査ステップ3

認証料金の一部（書類審査費用と租税公課分担金）の支払い。受理した内容にもとづき請求書が送付されます。入金を確認した後、審査を開始します。

●審査ステップ4

書類審査

受理された申請は、検査員により審査されます。不明な点があると質問を行います。また不適合事項がある場合は、改善を指摘します。

●審査ステップ5

実地検査及び評価

書類審査に合格すると、実地検査を行います。実地検査が終了すると検査員による評価が行われます。不適合事項が認められない場合、この評価が最終評価になります。

実地検査で不適合が認められた場合には、改善が指摘されます。

不適合事項の改善回答を得たうえで、検査員による再度の評価が実施されます。これが最終評価になります。

最終評価が終了した段階で検査報告書が作成されます。

これらの評価結果は、事業者へ通知されます。評価に事実誤認や異議がある場合は、申し出ることができます。

●審査ステップ6

実地検査が終了しますと書類審査費用と租税公課分担金以外の費用の請求を行います。お支払いをお願いします。

●審査ステップ7

認証委員会審議及び判定

実地検査の最終評価が終了し、検査員から検査報告書が提出されると判定の作業に入ります。

●審査ステップ8

認証

基準に適合していると判定されると、理事長に報告され、理事長が認証を行います。

●審査ステップ9

認証書及び検査証明書の交付

認証が行われると、認証書、認証ロゴマークの清刷の交付が行われます。製品に対しては、検査証明書を交付する。

○不適合の是正

審査の各プロセスで不適合が認められた場合は、不適合の指摘を行います。指摘を受けた場合は、是正が必要です。改善不可能な不適合が認められた場合は、その段階で判定を行い、審査を終了する場合があります。

2.2 審査にかかる時間

審査にかかる期間は、書類が受理されてからおおむね90営業日(休日は除きます)です。この期間に、不適合の是正期間及び料金の入金を確認されるまでの期間は、含みません。

3. 認証審査料金

1. 有機加工食品の生産行程管理者の認定手数料の規程が適用されます。有機中央会のホームページに公開されています。

<http://www.yu-ki.or.jp/tejun/ryokin.htm>

*有機加工食品の生産行程管理者の規程で「認定」の文字は、有機酒類の区分では「認証」と読みかえます。

費用は、

書類審査費用

実地検査費用

検査報告書作成費用

認証審査費用

流通表示管理費

認証事業一般管理費

租税公課分担金

認証書交付費用

有機酒類の認証マークの交付費用（必要とした場合）

認証事項の公開費用

その他によって構成されます。支払いは、以下のように分割していただきます。

第1回支払い：申請の受理時

書類審査費用と租税公課分担金

第2回支払い：実地検査終了後

書類審査費用と租税公課分担金以外のすべての費用

2. 申請者は、認証審査の結果に係らず、審査を受けた場合に前項の手数料を支払わなければならない。

3. 所定の認証料金の支払いがない場合には、審査の中止、認証効力の停止及び認証を取り消すことができる。

5. 認証機関の守秘義務

認証を行う機関は、認証審査で知り得た事項を、認証審査の目的以外に使用してはならない。

6. 認証の取り消し

以下の場合、本会は、認証を取り消しことができる。

①本会の登録を受けていない製品に、本会の認証を示す表示を行った場合。

②表示基準に適合しない酒類に対して有機等の表示もしくは意図的に紛らわしい表示を行った場合。

③本会の改善指摘に対して、適切に対応しない場合。

④重大な不適合が認められ、改善が見込めない場合。

⑤この認証及び本会の信用を著しく傷つけた場合。

7. 賠償請求

認証を受けた製造業者の虚偽、過失などにより損害が発生した場合は、本会は賠償請求を行うことができる。

8. 認証の有効期限

認証の期限は、3年とする。ただし、監査においてこの基準への適合性が維持されていないと判断された場合は認証の効力を停止することができる。

9. 監査

認証を受けた製造業者は、年に1回以上本会の監査を受けなければならない。監査は、以下の通りとする。監査は、書類審査と実地検査により行う。なお、監査に要する費用は、認証を受けている事業者が負担することとし、「有機加工食品の生産行程管理者の認定手数料」の年次調査費用の基準にもとづき算定する。

9.1 定期監査

おおむね年に1回、定期的に行う。

9.2 臨時監査

不適合品が出荷される恐れ、疑惑その他の不適切な状態が見られるなど、本会が監査を必要と判断した場合に行う。

10. 公表

10.1 認証を行った場合には、以下のことを公表する。

- 認証を行った事業者の名称及び認証番号
- 認証を行った事業者及び製造所の所在地
- 登録した酒類の名称

10.2 認証を取り消した場合は、以下のことを公表する。

- 認証を行った事業者の名称及び認証番号
- 認証を行った事業者及び製造所の所在地
- 適合性を失った酒類のロットを特定できる情報

10.3 認証の効力を停止した場合は、以下のことを公表する。

- 認証を行った事業者の名称及び認証番号
- 認証を行った事業者及び製造所の所在地
- 適合性を失った酒類のロットを特定できる情報

10.4 公表は、本会のホームページ上で行う。

二、認証の基準

酒類における有機等の表示基準を定める件

〔平成12年12月26日〕
〔国税庁告示第7号〕

改正 平成14年12月 国税庁告示第11号
改正 平成16年2月 国税庁告示第4号
改正 平成18年4月 国税庁告示第9号
改正 平成20年6月 国税庁告示第18号
改正 平成20年7月 国税庁告示第22号

酒類における有機等の表示基準を定める件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号。以下「法」という。)第86条の6第1項の規定に基づき、酒類における有機等に関する表示の基準を次のように定めたので、法第86条の6第2項の規定に基づき告示する。

酒類における有機等の表示基準

(有機農畜産物加工酒類における有機等の表示)

- 1 有機農畜産物加工酒類(次項に規定する有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たす酒類をいう。以下同じ。)は、当該酒類の容器又は包装に、「有機又はオーガニック」(以下「有機等」という。)の表示をすることができるものとする。

この場合において、有機等の表示に使用する文字は、日本文字とし、明瞭に判読できる書体とすること。

(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)

- 2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。)の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 原材料(加工助剤を含む。)は、次に掲げるものに限り使用することができる。

イ 以下のうち、その容器、包装又は送り状に格付の表示(日本農林規格(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項《定義等》に規定する日本農林規格をいう。)により格付したことを示す特別な表示をいう。)が付されているもの。ただし、その有機農畜産物加工酒類を製造する者により生産され、同法第14

条《製造業者等の行う格付》又は第19条の3《外国製造業者等の行う格付》の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。

(イ) 有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)第3条《定義》に規定する有機農産物をいう。)

(ロ) 有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1606号)第3条《定義》に規定する有機加工食品をいう。)

(ハ) 有機畜産物(有機畜産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1608号)第3条《定義》に規定する有機畜産物をいう。)

ロ 有機農畜産物加工酒類(当該酒類を製造する者が製造した酒類で第1号から第3号の規定に該当するもの及び当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類(酒税法第28条第1項《未納税移出》又は第28条の3第1項《未納税引取》の規定の適用を受けた酒類をいう。)で第1号から第3号の規定に該当することについての証明があるものを含む。)

ハ イ以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。

(イ) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物

(ロ) 放射線照射が行われたもの

(ハ) 組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。以下同じ。)を用いて生産されたもの

ニ 水産物(放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)

ホ ハ又はニの加工品(原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)

ヘ ロ以外の酒類。ただし、以下のものを除く。

(イ) 原材料として使用した有機農畜産物加工酒類と同一の品目の酒類

(ロ) 放射線照射が行われたもの

(ハ) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの

ト 水

チ 別表1の食品添加物(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)

(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。

原材料(水及び加工助剤を除く。)の重量に占める有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類(以下「有機農畜産物等」という。)の重量の割合(以下「有機農畜産物等の使用割合」という。)が95%以上であること。

(3) 製造その他の工程に係る管理は、次のとおりとする。

- イ 製造は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。
- ロ 原材料として使用される有機農畜産物等は、有機農畜産物等以外の農畜産物、農畜産物の加工食品及び酒類(以下「農畜産物等」という。)が混入しないように管理を行うこと。
- ハ 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。
- ニ 有害動植物の防除、酒類の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。
- ホ 製造された有機農畜産物加工酒類が洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(4) 品目の表示は、次のとおりとする。

- イ 品目の前若しくは後又は近接する場所に「(有機農畜産物加工酒類)」又は「(有機農産物加工酒類)」(有機畜産物を原材料として使用していないものに限る。)と表示されていること。
- ロ 「(有機農畜産物加工酒類)」又は「(有機農産物加工酒類)」の表示に用いている文字の書体及び大きさは、品目の表示に用いている文字と同じであること。

(有機農畜産物加工酒類の名称等の表示)

- 3 有機農畜産物加工酒類の名称の表示、原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示及び有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示(以下「有機農畜産物等の使用表示」という。)をする場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 有機農畜産物加工酒類の名称の表示は、「有機〇〇加工酒類」、「有機〇〇使用酒類」等、有機農畜産物加工酒類であることを表す事項を記載すること。

この場合において、「〇〇」については農畜産物等の一般的な名称を記載するものとし、「有機」については「オーガニック」と記載することとして差し支えない(第3号において同じ。)

(2) 原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示は、農畜産物等の一般的な名称の前又は後に「有機」又は「オーガニック」の文字を記載すること。

この場合において、原材料に使用した有機農産物又はこれを原材料として製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているものがあるときは、「転換期間中」の文字を併せて記載すること。

(3) 有機農畜産物等の使用表示は、「有機農畜産物加工酒類使用」、「有機〇〇使用」等、有機農畜産物等を原材料に使用していることを表す事項を記載すること。

(輸入酒類に係る取扱い)

- 4 有機農産物及び有機農産物加工食品について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入される酒類のうち、当該国の制度の下で認証、格付その他これらに類するもの(以下「認証等」という。)を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、第2項第1号から第3号の規定を満たすものとする。

(有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示)

- 5 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類(有機農畜産物加工酒類を除く。)は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める要件を全て満たす場合に限り、当該酒類の容器又は包装に有機農畜産物等の使用表示をすることができるものとする。

この場合において、有機農畜産物等の使用表示は、第3項第3号に規定するところによるものとし、当該酒類の品質が有機農畜産物加工酒類と同等又は当該酒類より優れている印象を与えない方法によること。

(1) 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のもの。

イ 酒類の品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農畜産物等の使用割合が「(有機農畜産物〇%使用)」と表示されていること。

この場合において、「(有機農畜産物〇%使用)」の表示に使用する文字については酒類の品目の表示に用いている文字の書体及び大きさと同じものとし、「〇%」については1%単位又は5%刻みによる数字(いずれもその端数は切り捨て)により表示すること(以下同じ。)

ロ 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。

ハ 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、酒類の一般的な名称又は商品名の表示に用いている文字の活字のポイントより小さいものであること。

(2) 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のもの。

イ 酒類の品目の前若しくは後又は近接する場所に、有機農畜産物等の使用割合が「(有機農畜産物〇%使用)」と表示されていること。

ロ 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示されていないこと。

ハ 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、当該酒類の容器又は包装に表示されている法第86条の5「酒類の品目等の表示義務」に規定する事項(品目を除く。)及び未成年者の飲酒防止に関する表示基準(平成元年国税庁告示第9号)第2項「酒類の容器又は包装に対する表示」に規定する事項の文字の活字のポイントを超えないものであること。

(酒類における遺伝子組換えに関する表示)

6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 対象農産物(組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。)又はこれを原材料とする加工食品(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。)の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類(これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。)又は特定遺伝子組換え農産物(対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。)であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。

(2) 対象農産物(これを原材料とする加工食品を含む。以下本号において同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存しない酒類(これを原材料とするものを含む。)又は対象農産物を主な原材料(原材料の重量に

占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。)としていない酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えに関する表示を行わないことができる。ただし、これらの酒類について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前号の規定により表示すること。

- (3) 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目(これを原材料とする加工食品を含む。)を原材料とする酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えでないことを表す用語を表示しないこと。

別表1

クエン酸

乳酸

リンゴ酸

L-アスコルビン酸

L-アスコルビン酸ナトリウム

タンニン

炭酸ナトリウム

炭酸水素ナトリウム

炭酸カリウム

炭酸カルシウム

炭酸アンモニウム

炭酸マグネシウム

塩化カリウム

塩化カルシウム

塩化マグネシウム

酒石酸

DL-酒石酸水素カリウム

L-酒石酸水素カリウム

リン酸二水素カルシウム

硫酸カルシウム

アルギン酸ナトリウム

カラギナン

グアーガム

アラビアガム

ベントナイト

ケイソウ土

パーライト

二酸化珪素

活性炭

木灰

香料(化学的に合成されたものでないこと。)

窒素

二酸化炭素

酸素

酵素

一般飲食物添加物

二酸化硫黄

酵母細胞壁

(注) 使用に当たっては、酒税法その他の法令等の使用方法を遵守すること。

別表2

除虫菊抽出物(共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。)

植物油及び動物油(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ゼラチン(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

カゼイン(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

こうじかび菌由来の発酵産物(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

シイタケ菌糸体抽出物(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

クロレラ抽出物(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

キチン(天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ミツロウ(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

珪酸塩鉱物(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ケイソウ土、ベントナイト(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)、

珪酸ナトリウム(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

重曹

二酸化炭素

カリウム石鹼《軟石鹼》(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

エタノール(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ホウ酸(捕虫器に使用する場合に限ること。)

フェロモン(昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)
 食用に用いられる植物の抽出物(化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限ること。)

(注) 使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表 3

- 1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)
- 2 とうもろこし
- 3 ばれいしょ
- 4 なたね
- 5 綿実
- 6 アルファルファ
- 7 てん菜

別表 4

形質	酒類	対象農産物
高オレイン酸	大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆(これを原材料とする加工食品を含む。)
高リシン	とうもろこしを主な原材料とするもの(左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし(これを原材料とする加工食品を含む。)

附則

- 1 この告示は、平成 12 年 12 月 26 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日以後に酒類の製造場(酒税法第 28 条第 6 項又は第 28 条の 3 第 4 項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類(酒税法第 28 条第 1 項、第 28 条の 3 第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定の適用を受けるものを除く。)又は酒類の販売場から搬出する酒類に適用する。

- 2 平成13年3月31日以前に酒類の原材料として受け入れた農産物又は農産物加工食品(以下この項において「農産物等」という。)の容器、包装又は送り状に格付の表示が付されていないものがある場合において、当該農産物等が有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合には、当該農産物等を酒類における有機等の表示基準第2項第1号に規定する有機農産物又は有機農産物加工食品とみなす。

附則(平成14年12月国税庁告示第11号)

この告示は、平成15年4月1日以後に酒類の製造場(酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類(酒税法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)又は酒類の販売場から搬出する酒類に適用する。

附則(平成20年6月国税庁告示第18号)

この告示は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行し、改正後の酒類における有機等の表示基準の規定は、この告示の施行後に酒類の製造場(酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類(酒税法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)又は酒類の販売場から搬出する酒類に適用する。

附則(平成20年7月国税庁告示第22号)

この告示は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行し、改正後の酒類における有機等の表示基準の規定は、この告示の施行後に酒類の製造場(酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類(酒税法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)又は酒類の販売場から搬出する酒類に適用する。

5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等

酒類における有機等の表示基準(平成 12 年 12 月 26 日付国税庁告示第 7 号。以下この 5 において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。

(1) 表示基準の意義

近年、消費者の食品に対する認識は、安全、健康といった観点から有機農産物、有機畜産物、有機加工食品への関心が高まっており、酒類製造者においても有機米純米酒、有機ワイン等といった名称の酒類が生産されているところであるが、これらの酒類における有機等の表示の基準を明確化するとともに、表示の適正化を図るものである。

(2) 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

イ 有機又はオーガニック(以下この 5 において「有機等」という。)の表示は、有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準を満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。

ロ 有機等の表示には、「オルガニック」のように、有機等の表示に類似する表示を含むものとする。

ハ 表示基準の対象となる表示は、日本文字による表示であり、外国において現地の表示制度に従って表示されている日本文字以外の表示は、表示基準の対象とならないのであるから留意する。

(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準

イ 表示基準 2 の(1)「原材料」について

(イ) 「加工助剤」とは、食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。

(ロ) 表示基準 2 の(1)のロに規定する「当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類で第 1 号から第 3 号の規定に該当することについての証明があるもの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準 2 の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面及び資料(以下「書面等」という。)が添付されているものをいう。

なお、当該酒類が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号。以下この 5 において「JAS 法」という。)に規定する格付制度と同等の制度

を有する国から輸入されたものであるときは、表示基準4に規定する証明書の添付によることができる。

(ハ) 表示基準2の(1)のハからヘ及びチから除くこととしている放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産等されたものかどうかは、当該原材料の容器等の表示の有無に関わらず、実態により判断するものとする。

(二) 有機農畜産物加工酒類に同一の品目の有機農畜産物加工酒類以外の酒類を混和した場合の表示基準の適用は、次による。

A 混和した有機農畜産物加工酒類以外の酒類が有機農畜産物加工酒類と同一の酒類製造場において製造されたものであり、かつ、表示基準2の(1)及び(3)に定める基準を満たす場合には、それぞれの酒類の製造に使用した原材料の合計重量により混和後の酒類の原材料の使用割合を計算し、表示基準を適用する。

B 混和した有機農畜産物加工酒類以外の酒類がA以外の場合には、混和後の酒類は有機農畜産物加工酒類に該当しないこととなる。

なお、この場合においても、表示基準5に規定する有機農畜産物等の使用表示は行うことができるのであるから留意する。

ロ 表示基準2の(2)「原材料の使用割合」について

(イ) 原材料の重量から除くこととされている水の重量は、酒類の原材料として使用した水の重量をいい、酒類の原材料として使用した有機農畜産物等に含まれている水分は、当該有機農畜産物等の重量に含まれるものとする。

(ロ) 使用割合の計算は、実際に酒類の原材料として使用したものの重量により行うものがあるが、酒類製造場に搬入後加水した原材料の重量については、加水前の重量により行うものとする。例えば、原料用アルコールを酒類の原材料として使用した場合における使用割合の計算については、酒類製造場に移入後加水した場合は加水前の重量により、加水後に酒類製造場に移入した場合は移入時の重量により計算することとなる。

(ハ) 使用割合の計算における食品添加物の重量には、製造した酒類に残留するかどうかに関わらず、使用した食品添加物の重量をすべて含むのであるから留意する。

ハ 表示基準2の(3)「製造その他の工程に係る管理」について

(イ) 製造の方法における「物理的方法」とは、機械的方法を含み、粉碎、混合、加熱・冷却、加圧・減圧、乾燥、分離(ろ過、圧搾、蒸留)等の加工方法をいい、「生物の機能を利用した方法」とは、カビ、酵母、細菌等を利用した糖化、発酵等の方法をいう。

(ロ) 食品添加物を使用する場合の「必要最小限度」とは、酒類の製造の健全を期するため等の食品添加物の使用目的を達成するために必要な最小限の量をいう。

なお、食品添加物の使用量が、その使用目的を達成するために必要な最小限の量を超えている酒類は、有機農畜産物等の使用割合が95%以上であっても、有機農畜産物加工酒類には該当しないのであるから留意する。

(ハ) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。

ただし、JAS法第16条《登録認定機関の登録》の規定に基づき有機加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明(当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取り扱う。

A 酒類製造における管理方法

(A) 酒類の製造における品質管理を担当する責任者(品質管理責任者)として、酒類の製造、加工又は試験研究に3年以上従事した経験を有する者を1人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。

- a 品質管理(外注管理(製造又は設備管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。))を含む。以下このAにおいて同じ。)に関する計画の立案及び推進
- b 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- a 原材料の受入れ及び保管に関する事項
- b 原材料の配合割合に関する事項
- c 製造及び加工の方法に関する事項
- d 製造及び加工に使用する機械及び器具に関する事項
- e 生産工程の検査に関する事項
- f 出荷又は処分に関する事項
- g 記録の作成及び保存に関する事項

h 品質管理の実施状況についての組合法第91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項

(C) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農畜産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。

(D) 内部規程は、適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知すること。

B 酒類の詰め替えにおける管理方法

(A) 酒類の詰め替えにおける責任者(詰め替え責任者)として、酒類の販売に3年以上従事した経験を有する者を1人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。

a 詰め替えに関する計画の立案及び推進

b 詰め替えの工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

a 有機農畜産物加工酒類の受入れ及び保管に関する事項

b 詰め替え前の有機農畜産物加工酒類の表示の確認に関する事項

c 詰め替えの方法に関する事項

d 詰め替えに使用する機械及び器具に関する事項

e 出荷又は処分に関する事項

f 記録の作成及び保存に関する事項

g 詰め替えの実施状況についての組合法第91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項

(C) 内部規程に基づいて詰め替えを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農畜産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。

C 酒類の輸入における管理方法

(A) 輸入酒類の受入れ及び保管の責任者(受入保管責任者)として、酒類の販売に3年以上従事した経験を有する者を1人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。

a 輸入酒類の受入れ及び保管に関する計画の立案及び推進

- b 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
- a 有機農畜産物加工酒類の受入れ及び保管に関する事項
 - b 外国の政府機関等が発行する証明書の確認に関する事項
 - c 出荷又は処分に関する事項
 - d 記録の作成及び保存に関する事項
 - e 輸入酒類の受入れ及び保管の実施状況についての組合法第91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項
- (C) 内部規程に基づいて輸入酒類の受入れ及び保管を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農畜産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。

二 表示基準2の(4)「品目の表示」について

- (イ) 「品目の前若しくは後又は近接する場所」とは、消費者が「(有機農畜産物加工酒類)」又は「(有機農産物加工酒類)」の表示を見たときに当該表示の文字と品目の文字とが一体に表示されていると判断できる場所をいう。
- なお、「(有機農畜産物加工酒類)」又は「(有機農産物加工酒類)」の表示は、消費者が品目の文字と一体に表示されていると判断できるものであれば、2段書き等により表示することとしても差し支えない。
- (ロ) 「品目の表示に用いている文字」とは、第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1《酒類の表示の取扱い等》の(6)及び2《酒類の容器に対する品目等の表示の取扱い》のイ又は5《酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い》の(2)に定める文字の大きさをいう。

(4) 表示基準3「有機農畜産物加工酒類の名称等の表示」について

イ 表示基準3の(1)に規定する「有機農畜産物加工酒類であることを表す事項」には、例えば、有機果実酒(ワイン)、有機ビールなどのように有機等の文字と酒類の一般的な名称(酒類の品目を含む。)又は商品名の文字を一体的に表示する場合を含むものとする。

ロ 表示基準3の(1)及び(2)に規定する「農畜産物等の一般的な名称」とは、例えば、米、麦、米こうじ、麦芽、卵などのように農畜産物等の内容を的確に表現し、一般的に理解される名称をいう。

ハ 「転換期間中」の意義

表示基準3の(2)に規定する「有機農産物又はこれを原材料として製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているもの」とは、転換期間中のほ場(有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)第4条《生産の方法についての基準》の「ほ場又は採取場」の基準1の(2)に該当するほ場をいう。)において生産された有機農産物及び当該有機農産物を原材料に使用した有機加工食品をいう。

(注) 「ほ場」とは、田、畑、果樹園など、農作物を栽培するために人為的に手が加えられ整備された所をいう。

(5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について

イ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国」とは、JAS法第15条の2《輸入業者による格付の表示》第2項の規定に基づき農林水産省令で定められた国をいう。

ロ 「当該国の政府機関等」とは、当該国の政府機関、公的な認証機関及び当該国の制度の下で認証等を行うことができる機関等をいう。

ハ 「証明書」とは、当該国の制度の下での認証等に係る酒類の名称、認証等に係るほ場・製造場等の名称及び住所、認証等の番号及び年月日、製造者の住所及び氏名又は名称、原産国、証明を行った政府機関等の住所及び氏名又は名称等の記載があることにより、当該酒類が当該国の制度の下で認証等を受けたものであることが確認できる書面等をいう。

ニ イに規定する国以外の国から輸入される酒類については、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面等が添付されており、かつ、当該書面等を当該酒類を保税地域から引き取る者が保存している場合に限り、表示基準2の(1)から(3)の規定を満たすものとする。

なお、この場合において、原材料として使用する有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品は、日本農林規格の格付けがなされているものを使用する必要があるのであるから留意する。

(6) 表示基準5「有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示」について

イ 有機農畜産物等の使用表示は、表示基準5の各号に定める要件をすべて満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。

なお、有機農畜産物等の使用表示をする場合は、有機農畜産物等の使用割合を表示する必要があることから、例えば、酒類を混和し、混和後の酒類における有機農畜産物等の使用割合が計算できないときは有機農畜産物等の使用表示はできないのであるから留意する。

ロ 「当該酒類の品質が有機農畜産物加工酒類と同等又は優れている印象を与える方法」とは、「有機〇〇100%使用」、「100%有機〇〇使用」、「有機〇〇のお酒」、「有機だけのお酒」、「有機〇〇からつくったお酒」などのように有機農畜産物等が原材料の一部であるにもかかわらず、原材料の全部が有機農畜産物等であるかのような誤認を与える表示をいう。

(注)「〇〇」は、「米」、「ぶどう」、「麦」、「卵」等、農畜産物等の一般的な名称である。

ハ 「品目の前若しくは後又は近接する場所」及び「品目の表示に用いている文字」の取扱いは、(3)の二に定めるところによる。

ニ 「酒類の一般的な名称又は商品名と一体的に表示」とは、「有機米使用清酒」、「有機ぶどう使用ワイン」などのような表示をいう。

ホ 輸入酒類に有機農畜産物等の使用表示をする場合における有機農畜産物等の使用割合の確認の取扱いは、(5)に準じて行うものとする。

ヘ 有機農畜産物等の使用表示を行う場合における原材料として使用した有機農畜産物等及び原材料の配合割合等の製造工程に関する記録の取扱いは、(3)のハの(ハ)に準じて行うものとする。

(7) 酒類における遺伝子組換えに関する表示

イ 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成12年農林水産省告示第517号)」の加工食品の規定を準用して行うものであるが、その表示方法を例示すると次のとおりである。

なお、遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によるのであるから留意する。

(イ) 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等の表示

(注)「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の

注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

(ロ) 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合

当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等の表示

(ハ) 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合

当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示

(ニ) 特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合

当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇遺伝子組換え」(〇〇は、表示基準別表4の左欄に掲げる形質。(ホ)において同じ。)等の表示

(注)「特定分別生産流通管理」とは、特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

(ホ) 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物を原材料とする場合

当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の表示

ロ 表示基準6の(3)に規定する「組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目」とは、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物のことをいう。

なお、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類(当該酒類を原材料とするものを含む。)に、遺伝子組換えでないことを表す用語(例えば、「遺伝子組換え〇〇(〇〇は、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品。以下このロにおいて同じ。)を使用していません。」等)を表示することは、生産・流通段階を通じて分別された遺伝子組換え農産物が存在しないのに、当該酒類に使用した〇〇のみが遺伝子組換えでないとして消費者に誤認されるおそれがあるため、表示することができないのであるから留意する。

(8) 表示基準の附則2の取扱い

「当該農産物等が有機農産物の日本農林規格又は有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることが確認できる場合」とは、登録認定機関又は生産工程管理者(JAS法第14条《製造者等の行う格付》第2項の規定に基づき農林水産大臣又は登録認定機関による認定を受けた者)から当該農産物等が有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格に適合するものであることを証明する書面の交付を受け、当該書面を酒類製造者において保存している場合をいう

以上